

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）63条の規定に基づく返還金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し平成29年10月27日付けで行った法63条の規定に基づく返還金額決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね、次のことから、本件処分は違法又は不当である旨を主張している。

父の残した遺産については考えてもいませんでした。父が亡くなって一年以上も経ってのことだったので、私自身〇〇家とは付き合いがなかったもので。父の残した遺産は全て医療に使いたいと思って言ってきたのですが、1,000万円ほどのお金を150万ほど返して、残りの850万ほどでこれからの生活をしようと言っても聞いてくれません。63条は理解はしますが、納得できづらいです。父は何のために残したのか。現在、大腸がんは胃に転移しています。保護費の6,831,095円、医療費の5,

406,980円を考えて頂きたい。他の扶助については払いません。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年4月13日	諮問
平成30年5月21日	審議（第21回第4部会）
平成30年6月18日	審議（第22回第4部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる旨を規定する。

法5条は、上記の法の規定は、法の基本原理であり、法の解釈及び運用は、すべてこの原理に基づいてなされなければならないと規定する。

また、法8条1項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとして規定し、「生活保護法による保護の基準」

（昭和38年厚生省告示第158号）は、上記「厚生労働大臣の定める基準」として、保護費の具体的基準を定めている。

したがって、収入（就労に伴う収入あるいは就労に伴う収入以外の収入）がある場合には、その収入額は、当該受給者の収入として認定されることになり、当該受給者の保護の基準とされた金額から控除されることになる。

さらに、法61条は、被保護者は、収入その他生計の状況について変動があったときは、すみやかに保護の実施機関又は福祉事務所長に届け出なければならないとし、法63条は、被保護者が資力があるにもかかわらず保護を受けたときは、被保護者は、速やかに、保護を受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関が定める額を返還しなければならない旨規定している。

この法63条は、法4条1項にいう要保護者に利用し得る資産等の資力があるに（も）かかわらず、保護の必要が急迫しているため、その資力を現実に活用することができない等の理由で同条3項により保護を受けた保護受給者がその資力を現実に活用することができる状態になった場合の費用返還義務を定めたものであると解されている（最高裁判所昭和46年6月29日判決・最高裁判所民事判例集25巻4号650頁）。

- (2) 相続は死亡によって開始され、相続人は相続開始の時から被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する（民法882条及び896条）。

したがって、法63条に基づく費用返還の対象となる資力の発生時点は、被相続人の死亡時と解すべきであり、被保護者が相続することとなった財産の額を限度として、被相続人死亡時以後支給された保護費について返還請求の対象とすることとなるとされている（平成21年3月31日付厚生労働省社会・援

護局保護課長事務連絡「生活保護問答集について」問13-6
(答)(2)参照)。

(3) 国民健康保険法6条9号は、法による保護を受けている世帯
(その保護を停止されている世帯を除く。)に属する者は、国民健康保険の被保険者としなない、としている。

2 これを本件についてみると、法63条に基づく費用返還の対象となる資力の発生時点は被相続人の死亡時と解すべきであるところ(上記1・(2))、本件被相続人は、平成27年12月5日に死亡していることから、当該相続により生じた〇〇さんの資力は、本件被相続人の死亡日である平成27年12月5日に発生していたこととなる。そのため、処分庁は、本件返還対象期間に請求人世帯に支給した保護費(医療費を含む。)の合計額(6,831,095円)が、平成29年6月7日に請求人世帯(〇〇さん)が取得した本件収入額(10,512,136円)よりも少なかったことから、当該支給済み保護費に相当する6,831,095円について、法63条の規定に基づく返還金額として決定した(本件処分)ことが認められる。

したがって、本件処分は、上記1の法令等の定めに則ってなされたものであることから、これを違法又は不当であるということとはできない。

3 請求人の主張に対する検討

請求人は、上記(第3)のとおり主張する。しかし、法63条の規定は、保護の補足性の原則に反して保護費が支給された場合に、支給した保護費の返還により生活保護制度の趣旨を全うするために設けられた仕組みであると解せられるのであるから(1・(1)の判例参照)、請求人世帯に資力が発生したと認められる以上、当該資力に対して法63条の規定を適用しなければならないものであり、法令等の定めに則って医療費全額相当を含む保護費の返

還を求めた本件処分を違法又は不当であるということとはできない。

また、請求人は医療扶助分に係る返還額について不服があるとしているが、国民健康保険法6条9号は、法による保護を受けている世帯に属する者を、国民健康保険の被保険者としないと明示しているのであるから、緊急に公の負担による扶助を受けた者の費用の返還を国民健康保険の被保険者と同列に扱うことはできない。そして、法により医療扶助を受けた保護受給者がその資力を活用できる状態になった場合には、法63条による返還額の決定に当たり国民健康保険の一部負担金の制度を勘案すべきとの特段の規定も見当たらない以上、医療扶助の全額について法に基づき費用返還義務が課されるべきものと解せざるを得ないのであるから、請求人の主張を本件処分の取消理由とすることはできない。

したがって、請求人の主張には理由がない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美

別紙(略)